

法務省民商第674号
平成20年2月22日

法務局長殿
地方法務局長殿

法務省民事局長

商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

平成17年3月2日付け法務省民商第500号当職通達「商業登記等事務取扱手続準則」の一部を下記のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、各登記所において第9条の改正に係る商号等の情報の提供が行うことができることとなるまでの間においては、当該登記所における第9条の規定による事務の取扱いについては、なお従前の例によることとします。

記

第9条を次のとおり改める。

（商号等の情報の提供）

第9条 登記所においては、法第27条の規定により登記することができない商号の調査のため、登記簿に記録されている事項のうち次に掲げるものに係る情報を提供することができる。

一 商号

二 本店の所在場所

三 目的

2 前項の情報の提供は、登記所の窓口に備え付ける商号調査端末を使用して行うものとする。

第49条第3項中「申出書又は委任状に押印された印鑑は、法第二十条の規定により提出された印鑑に限るものとする。」を「申出書又は委任状に押印された印鑑（法第二十条の規定により提出された印鑑と同一のものを除く。）につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない。」と改める。

別記第7号様式を次のように改める。

別記第7号様式 削除

商業登記等事務取扱手続準則改正案（新旧）

改 正 案	現 行
<p>(商号等の情報の提供)</p> <p><u>第9条 登記所においては、法第27条の規定により登記することができない商号の調査のため、登記簿に記録されている事項のうち次に掲げるものに係る情報を提供することができる。</u></p> <p>一 商号 二 本店の所在場所 三 目的</p> <p><u>2 前項の情報の提供は、登記所の窓口に備え付ける商号調査端末を使用して行うものとする。</u></p>	<p>(商号調査簿の作成)</p> <p><u>第9条 登記所には、商号調査簿を備え、一般の閲覧に供する。</u></p> <p>2 商号調査簿は、別記第7号様式又はこれに準ずる様式により、商号部及び目的部に区分して作成しなければならない。</p> <p>3 商号調査簿は、市町村（東京都の特別区の存する地域及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、その各区）ごとに区分して整理するものとする。ただし、目的部については、この限りでない。</p> <p>4 商号部には、会社及び個人の商号を50音順（ローマ字商号にあっては、アルファベット順）に記載した書面をつづり込み、目的部には、会社の事業目的及び個人商人の営業の種類を記載した書面を会社法人等番号の順につづり込むものとする。</p> <p>5 商号の新設又は変更等により商号部の記載に追加又は変更を要するときは、遅滞なく、新設又は変更等に係る商号を記載した書面を商号部の末尾につづり込むものとする。この場合には、当該変更等がされる前の商号を朱抹しなければならない。</p> <p>6 会社の設立又は目的の変更等により目的部の記載に追加又は変更を要するときは、遅滞なく、追加又は変更後の目的を記載した書面をつづり込み、又は書面の差替えをしなければならない。この場合において、差替えにより除却した書面は、適宜廃棄するものとする。</p> <p>7 商号部について、末尾につづり込んだ新設又は変更等に係る商号を記載した書面が多くなったときは、当該書面に記載された商号を、商号部の該当箇所に整理しなければならない。</p>
<p>(不正登記防止申出)</p> <p><u>第49条 1・2 (略)</u></p> <p>3 前項の申出書には、登記の申請人となるべき者又はその代表者若しくは代理人が記名押印するとともに、代理人によって申出をするときは、当該代理人の代理権限を証する書面を添付するものとする。この場合において、申出書又は委任状に押印された印鑑（法第二十条の規定により提出された印鑑と同一のものを除く。）につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない。</p> <p>4～9 (略)</p>	<p>(不正登記防止申出)</p> <p><u>第49条 1・2 (同左)</u></p> <p>3 前項の申出書には、登記の申請人となるべき者又はその代表者若しくは代理人が記名押印するとともに、代理人によって申出をするときは、当該代理人の代理権限を証する書面を添付するものとする。この場合において、申出書又は委任状に押印された印鑑は、法第二十条の規定により提出された印鑑に限るものとする。</p> <p>4～9 (同左)</p>